

川崎市まちづくり局補償審査委員会設置要領

(趣旨)

第1条 まちづくり局の公共施設の設置及びその工事（以下「事業」という。）に伴い第三者に及ぼした損害に対する費用負担及び補償工事（以下「補償」という。）について、「川崎市まちづくり局の事業の施行に伴う事業損失補償事務処理要綱」（以下「要綱」という。）第16条第2項に基づき、まちづくり局補償審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、事業に起因して第三者に及ぼした損害に対する補償について、次の各号に定める事項を審議するものとする。

- (1) 事業と損害の因果関係を明らかにすること
- (2) 川崎市と工事請負者等の責任分担の範囲を判定すること
- (3) 適切な補償内容を決定すること
- (4) 他に負担すべき物の有無を決定すること

(組織)

第3条 委員会は、次の職にある者をもって構成する。

委員長	まちづくり局長
副委員長	総務部長
委員 委員 委員 委員 委員	住宅政策部長 市街地整備部長 施設整備部長 庶務課長 庶務課担当課長 (技術監理担当)

- 2 委員長は、会務を総理し、議事を主催する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(議事)

第4条 委員会は、必要に応じて、委員長が召集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開催することができない。

3 委員長が必要があると認めたときは、委員会の会議に関係職員の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができるものとする。

4 議事は、出席委員の過半数を決定し、可否同数のときは、委員長が決定する。

(事案の附議)

第5条 委員会に附議したい事案がある者は、次に掲げる関係資料のうち必要なものを第8条に規定する事務局に提出し、委員会の開催を要請することができる。

- (1) 補償審査委員会議案書
- (2) 工事実施工程表
- (3) 苦情、損害申し出記録簿
- (4) 事前調査報告書
- (5) 事後調査報告書
- (6) 施工状況報告書
- (7) 原状回復費用算定調書
- (8) その他委員長が必要と認めるもの

(審査)

第6条 委員会は、次の事項について審査を行うものとする。

- (1) 工事の施行による地盤変動と建物等の損害等との因果関係を明らかにすること
と
- (2) 建物等の損害等に対する費用負担を明らかにすること
- (3) 川崎市と工事請負者の責任分担及び費用負担額の妥当性を決定すること
- (4) 建物等の損害等に対して他に費用を負担すべき者の有無を決定すること

(報告)

第7条 費用負担の概算金額が250万円未満の事案については、第2条の規定にかかわらず、所管に係る担当部長が審査決定することができるものとする。

2 前項に基づき処理した事案は、必要に応じて委員会に報告するものとする。

(事務局)

第8条 委員会の事務局はまちづくり局総務部庶務課とする。

附 則

1 この要領は平成17年9月1日から適用する。

2 費用の負担について、既に協議を行っているものについては、この要領によらないことができるものとする。

附 則

平成30年10月1日 30川ま庶第1146号

この要領は平成30年10月1日から適用する。

附 則

令和6年3月22日 5川ま庶第3435号

この要領は令和6年4月1日から適用する。